各 位

会社名 株式会社北弘電社 代表者名 代表取締役社長 中野 章 (コード番号 1734 札証) 問合せ先 常務執行役員 鈴木 克敏 (TEL 011-640-2231)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 60 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

監査役の法定の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を明記するとともに、補欠監査役の選任決議の効力を2年にするものであります。

2. 定款の変更内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 22 年 6 月 29 日(火) 定款変更の効力発生日 平成 22 年 6 月 29 日(火)

以上

(下線は変更部分)

	(1 称16久文即77
現 行	変 更 案
	(補欠監査役の選任)
(新 設)	第 35条 本会社は、会社法第 329条第2項の規定に基づ
	場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任
	2 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選
	任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のも
	のに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(監査役の任期)	(監査役の任期)
第35条 本会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了	第 36 条
する事業年度のうち最終のものに関する定時株主	(現行どおり)
総会終結の時までとする。	(34) 2 (4) 7
2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した	(現行どおり)
監査役の任期満了する時までとする。	(321) 2 ,
(新 設)	3 前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査
	役に就任した場合、その監査役の任期は、退任し
	た監査役の任期満了する時までとする。
	· = <u></u>
第 36 条	第 37 条
(条文省略)	(現行どおり)
(第 <u>51</u> 条	第52条

以 上